

環境社会配慮ガイドライン
包括的検討ワーキンググループ
⑥労働・汚染管理・コミュニティ

日時 2020年3月23日（月）14:00～16:48

場所 JICA本部1階 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
織田 由紀子 JAWW（日本女性監視機構） 副代表
作本 直行 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家
柴田 裕希 東邦大学 理学部 准教授
谷本 寿男 元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
村山 武彦 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

《Skype にて参加》

林 希一郎 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授

JICA

小島 岳晴 審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 健 審査部 環境社会配慮審査課 課長
加藤 めぐみ 審査部 環境社会配慮監理課
古賀 藍 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
折田 朋美 企画部 参事役
西形 康太郎 企画部 業務企画第一課 課長
平良 靖 企画部 業務企画第二課 課長
伊藤 隆司 インフラ技術業務部 次長

オブザーバー

《Skype にて参加》

木口 由香 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長

午後2時00分開会

○小島 大体揃っていますので、かつ時間になったので、始めさせていただきたいと思います。今日は環境社会配慮ガイドライン包括的検討助言委員会のワーキンググループ第6回目、労働、汚染管理、コミュニティということで始めさせていただきたいと思います。

マイクを主査の谷本さんに譲る前に何点が注意事項をお願いしたいと思います。今回はSkypeでつながっている方が二人おられます。林委員と、オブザーバーとして参加されたいということで木口委員がつながっています。それ以外にもJICAの中で会議出席者の人数を減らすために、Skypeでつなげて聴講している人が何人かいるので、発言される際はお手元にマイクを置いていますので、それを使って、かつ発言前に名乗っていただくようお願いいたします。と言いながら名乗っていませんが、小島です。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、会議室は皆さんの距離を取るために若干離しています。休憩時間もきちんと取って、その間に換気しようと思いますので、会議運営にご協力いただければと思います。

では、一旦、谷本主査にマイクを譲ります。

○谷本委員 それでは、包括6、労働、汚染管理、コミュニティ、質問あるいはコメントが70あります。一つの項目に3つですかね、40分ぐらいの時間で終えていこうと思います。進め方はまず6.1について事務局のほうから説明していただいて、それで番号順というんですか、1番から順次、コメント等があれば発言していただく、それから、Skypeでの参加の方々も必要であれば声をかけてください。ということで、では、事務局のほうからお願いします。

○小島 改めまして小島です。

今日は議題が3つあります。大体3時間なので、休憩時間を入れると大体1議題50分から55分ぐらいになります。冒頭に私たちから5分程度、説明させていただいて、質疑応答を40分ぐらいしていただいて、ラップアップに5分ぐらいなのかなというのが大体のスケジュールでございます。

では、早速、ESS2、労働ということで論点6.1のところに入りしたいと思います。スライドなんですけれども、ここの肝はスライドの2枚目、ページ番号2に移っていただいて、ESS2ではプロジェクトで働くワーカーの皆さんを4つに分けています。a) のプロジェクト実施に携わる実施機関の労働者、b) のコントラクター雇用の労働者、c) のコミュニティ労働者、d) の一次供給者の労働者ということです。

それぞれに対してどういうものを課すかというのを非常に細かく書いています。例えばここに書いてあるとおり、9番にはlabor management proceduresをつくるとか、そこからパラ10から12の間で雇用の条件を明記する、あるいは13から15の間で差別禁止、機会均等、それ以外に労働組合をつくることを許可するとか、児童労働の禁止、強制労働の禁止、苦情処理機関の設置、労働衛生・安全の確保、コントラクターなどを書いていきます。その後、コントラクター要員についてどういう条件を課すべきか、コミュニティ要員についてどういう条件を課すべきか、一次供給者要員についてどういう条件を課すべきか、というようなことを書いています。

皆さんから事前に頂いた質問を見ると、それぞれがどういうものを意味するのかというのが若干イメージがつかない方もおられましたので、ESSに記載されているものをJICAの事業で例えてみると、どういうものなのかというのをご説明したいと思います。

まず、ESS2の中でDirect Workersというふうに書いてあるもの、これを仮に実施機関要員、これ

はJICAでいうと実施機関でプロジェクトのために専属されている職員の方、あるいはPIU（Project Implementation Unit）の方々のことを指すのかなと考えています。

ESS2の中でContracted workersと書いてある方は、コントラクター要員と呼ぶとすると、ゼネコンさんの要員、あるいはプラントメーカーさん、あるいは施工管理を行うコンサルタントの要員の皆さんも、これに含まれるというふうに考えています。

3つ目、Primary suppliersというのが1番わかりにくく、これは業界用語というのですかね、Tier1に属する方々を指すんじゃないかなと思います。つまり、完成品ではないけれども、そのすぐ下に属するものをつくる、自動車でいうと、トヨタ自動車のアイシン精機みたいなものを想定したらいいのかなというふうに考えています。これはサプライチェーンを通じて、いろいろなものを担保しようという流れの元から出てきた考え方なのではないかなと思います。

最後のCommunity workersというのは、コミュニティ要員と呼ぶとすると、1番わかりやすいのはfood-for-work、つまり、コミュニティにおいて労務を一定程度提供していただければ、その代わりに賃金なり、食料を提供しますよという雇用創生、あるいは収入を確保するために援助機関などが導入しているものでございます。ということが考え方なのかなと思います。

もう一つ、書かれていたのが労働衛生・安全の確保というのがこの中で一つ書かれています。パラ24から30の間です。何が書かれているかという、IFCの中でガイドラインをつくっているの、それも産業ごとのgood practiceとかも書いてあるので、それを参照しなさいというようなことが書かれています。OHS measuresにおいては、プロジェクト要員への危険、予防保護措置、研修、事故・病気の記録、緊急事態対応、救済などが記載されるべきというようなことが書かれています。

以上が大体ESS2で書かれているところでございます。

これに関してJICAはこれまでどうしてきたかという、何もしていないわけではなくて、主にプロジェクトの契約書、あるいは業者さんとの途上国政府の間の契約書で、このようなことが書かれて担保してきたということになります。その詳しいところについては、できれば企画の皆さんから説明いただければと思います。

○西形 企画部の西形と申します。よろしく申し上げます。

今、小島のほうから説明のあったところの補足というかですが、皆様から頂いたコメントにつきまして、主なポイントとしてはESSが定める労働者カテゴリごとの運用管理手順、それから、労働安全衛生対策、それからまた、苦情処理メカニズムにつきまして、どこまでの範囲を配慮対象とするかを検討すること、それから、特にこれまでカバーしていなかった範囲があれば、その対応を重視すべきといったものがございました。

一方で、特に一次供給者であったり、コミュニティ労働者について含めるということは好ましいものの、なかなか、厳しい条件ではないかといったご意見も頂いております。それから、労働管理手順等については、環境社会配慮とは別の区分で扱われている可能性があるというところ、その点、整理が必要というようなコメントも頂いております。

こういった観点につきまして、JICAのほうではこれまで労務、労働安全衛生の観点につきましては借款契約、いわゆるLA、無償資金協力については贈与契約（GA）における契約一般条項において、実施機関に全ての労働者に対するデューデリジェンスを求めています。加えて、実施機関とコントラクターの契約約款におきましても、労働管理手順、労働安全衛生対策の内容を含めており

まして、コントラクターに対しては一次供給者も含めた遵守を求めているというところです。加えて、コミュニティ労働者に対しましてですが、同じく契約約款の中においてコミュニティに対する配慮というものも求めています。

それから、苦情処理メカニズムにつきましても、これも同じく契約約款においてコントラクターに適切な労働者団体がない場合については、苦情処理メカニズムの導入を求めることとしておりますし、それに加えてJICAのウェブサイトにおいて総合的な通報窓口を設けるというような対応をしてきております。

こうした内容で考えておりますし、これら枠組みを通じて実施機関、コントラクターにモニタリングも含めて適切な対応を求めてきておりまして、引き続き同様の形で対応して参りたいというふうに考えているところです。

○小島 以上、事務局からの説明です。

○谷本委員 ありがとうございます。

それでは、今、事務局のほうから説明のありましたコメントの順に、まず、山岡委員から今の説明あるいはやられている回答についてコメント、質問等があれば行ってください。お願いします。

○山岡委員 私は今までもこのガイドラインの会議に出ていたのですが、今まではどちらかという大きな項目ごとに割と質問、討議をしていたような気がするんですが、要は頭から一つずつ一応チェックというようなやり方は取られていなかったんですが、今回はそういうやり方でやられるということですか。わかりました。

1番目です。確かに先ほど小島さんのご説明がありましたように、ESS2は結構詳細に労働者の区分と、それに対する対応ということで記載されております。一方、JICAのこれまでのガイドラインというのは、労働環境、括弧で労働安全を含むという、そういう項目を対象にするということと、あと、チェックリストのところでもそういう項目が出てはいるということで、もちろん、無視はしていないということなんでしょうけれども、あくまでもJICAのお考えとしては、そういう項目は配慮するというので、詳細については個別プロジェクト及び建設を伴うものに関しては契約条項、一般契約で規定するというやり方なので、そういうやり方もあるのかなというふうな印象です。

2番目もいったほうがよろしいですか。苦情処理メカニズムの話です。これも前回、人権のところでも苦情処理の話が出たと思うんですけども、JICAガイドラインですと苦情処理というのは非自発的住民移転を対象とし、割と限定されていたので、それについてはもうちょっと影響を受ける方全体に範囲を広げたほうが良いのではないかなということで、前回、ご意見を申し上げました。そういう方向で助言のほうもある程度、取りまとめられているので、労働者に対しても苦情処理メカニズムの対象として配慮するという点が必要かなというふうに感じております。

3番目もいきますか。その際に、苦情処理については名前が特定されると、非常に不利な扱いを受ける可能性というのがあるわけですし、それについては配慮すべきではないかということで、私も全部世銀のESS2を見ていなかったんですが、ガイダンスノートに結構詳細な記載があるということで、場合によっては情報を非公開にするという措置もあるというふうに書かれていますので、こういう配慮をすればいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○谷本委員 石田委員、3点ありますけれども、何かコメント、質問等があればお願いします。

○石田委員 3点あって、多分、いつも委員会で言っていることだと、自分で言っていることだと思うんですけども、5番を見ると実施の適切性のモニタリングについてきちんと見てほしいというところですが、私の意見は。

それから、4番については、すみません、これを提出したのが少し前なので、何を言いたいのかわかりませんが、今、ネットで調べて4番についてはまた戻ってきます。

6番については個人的な体験なんですけれども、インドのシップリサイクルヤードという案件があって、世界中の船のリサイクルを行う行為の9割ぐらい、7割、8割、ほとんどがインドのある海岸線の数十キロにわたるところで集中的に行われているんです。その労働者の安全性について個別の案件として、ここで議論したことがあるんです、ワーキンググループで。

そのときに、労働者の現場の働く場での安全性はきちんと議論したし、協力準備調査にもそのような旨が書かれていて、気になったのは労働者のいわゆる普通に暮らせるような住居、日本でいえば飯場というのは古いでしょうけれども、とにかくきちんとした労働者の住居を提供するというのがプロジェクト、事業ではなくて、地方自治なのか、国なのか、全く別の組織が計画しているということで、必ずしもシップリサイクルヤードの事業とは直接的にはリンクしていないんです。だから、そこがすごく心配だったので、労働者は何も労働する8時間だけ生きているわけじゃなくて、あとの16時間なり、10時間は家で暮らすし、普通の人として暮らしているわけなので、そちらへの配慮というものをきちんとしていくというところは、事業の中で扱えるのではないかなというところがずっと頭の中で懸念としてくすぶっていました。

だから、その辺りのところも労働関係のところでは、きちんとこれからは議論しなければいけないのではないかなと思って、もちろん、労働現場にみんなの目がいくのは当然ですけども、危険性がない、安全でちゃんと働ける、有給オーバーや何かを扱うときはどうしたらこうしたらとガイドラインがいっぱいありますし、それに当然従うべきだと思いますが、あとは労働者がきちんと寝られて、きちんとご飯を食べる場所がちゃんとあるということも労働の中に含まれると思うので、6番という意見を出させていただきました。

私からは以上です。

○谷本委員 次、作本委員、7番から11番まで何かあればお願いします。

○作本委員 7番から。先ほど小島さんと西形さんから丁寧なご説明を頂き、ありがとうございました。実際、JICAが現地で仮に雇用する場合にはコントラクトワーカーに当たると、その元の方は既に契約等で済ませてあるからと。ただ、相手任せになってしまうというようなことは私は懸念しているんです。JICAさんは気を付けるよと。だけれども、コントラクトワーカーズで既にコントラクターに任せた雇用であると、相手方が勝手に雇用してくれた労働者の労働条件であると。

私もここで今、改めてまたESS2を見ていて、16番に相手国がもし労働三権を保障するような法制を持っている場合にはという、そういう前提でもってご回答いただいているんですが、うまくこちら辺りは表言を逃がっているんですよね。(途上国側の多くは)どこでもこうでもILOの考えるような労働三権を保障しようと、または押しつけようという考え方じゃなくて、一応、労働法制を持っている。ただ、多くの国は労働法制を持っていても有名無実というか、実効的に機能していない。日本でさえ労働委員会はありますけれども、人権委員会はないというようなことで、人権の側面からの労働者をというものは極めて遅れているというような感じがするんです。

今の前提の中でいきますと、7番についてはコントラクターがそれを遵守する。いわゆる当事者間の民事の契約です。だけれども、我々は労働というのは民事の部分と公的な公権力の部分の両方が混ざっている分野だとみなしますから、民事の部分で当事者間で約束したから、国の義務なり何なりはないのかということになってくると、そこには微妙な点が残るんじゃないかなという感じがあります。

7番以降のご回答も、大体コントラクターとの契約で先ほどのご説明もありましたけれども、済まされているということなのですが、それだけでいいのかどうか、それから、JICAの異議申立てのほうに上がった場合はどういう対応が取れるのかということまで考えると、なかなか、労働というのはほかの問題よりは、労働安全のところ、労働衛生のところは別として、労働条件そのものが微妙なセンシティブなところでいろいろあるという感じがいたします。

7番は、すみません、今のようなことで、8番につきましてはサプライチェーン、これは先ほどの労働者の分類の4番目に当たるからということがありましたけれども、ただ、片方ではサプライチェーンの仕事現場から起こるような砂利取りとか、そういうようないろんな問題に注意しているわけですから、サプライチェーンの労働者、これを4番目のカテゴリということで契約に入っていないからという形でいけると、サプライチェーンの本来の考え方とのギャップが生じる可能性があるんじゃないかなと。そこまで何かコントラクター向けに報告させるとかという第2の手を、JICAさん側で要求しておくというようなことが必要なんじゃないかなという気がします。

あと、8番についてモニタリングされるようにということが労働条件の確保について言われております。先ほどJICAのガイドラインの話が出てきたんですが、労働環境に関しては確かに労働安全と何とかということでは書かれてはいるんです。チェック項目に入っておるのでありますけれども、ガイドラインの85ページ、ただ、これをモニタリングの対象にはしていないんですね。今、私もここでガイドラインを読んだだけでありますけれども、ガイドラインの85ページでは安全衛生のみを規定しているということで、労働条件の内容まで入って、これを監督するというか、監視するというようなところまではまだ、今まで我々もあまり慣れていなかったことでありますけれども。今、この文言上では入っていないという感じがいたします。チェック項目には入っておりますけれども、モニタリングで引き続きやるかどうかということについては一つ議論が必要なところじゃないかなと思います。

9番目、これも今、ご説明いただいたコントラクットの労働者の件です。世銀の先ほどのESS2のさっき申し上げましたとおり、16番、これは労働三権を保障するような国においてはということで、一般論で言ったら世銀のプロジェクトではどう対応するかということは、私の読み間違いがあるかわからないんですが、ESSでも述べていないというような感じがいたしました。そういうことで、実際にも、問題が起こるのはこの辺りではないかというような感じがいたします。

次は10番でありますけれども、ほとんどコメントということですが、今、ビジネスと人権の見方が入ってくるわけです。そうすると国家の義務というのがあり、もちろん、従業者、法人の責任というか、義務めいたものが入っているという中でサプライチェーンとか、そういうものを全く無視でいけるのだろうか、当事者間で契約コントラクターと結んでいたから、それで任せてあるはずですよという形でいけるのかどうか、實際上、筋道ではそういう説明は成り立つかもしれないけれども、なかなか、非難が出るのではないかなという可能性を心配いたします。

JICAはそう考えると事業者なのかどうか。JICAが事業者だとすると、先ほどのビジネスの考え方には当てはまってくるし、単なるコントラクターに任せただからとなれば、コントラクター側が入ったときの責任で済むのかもしれないんですが、その立場をはっきり言い切ることは難しいんじゃないかなという気がします。

あと、11番は投融資の事業に当たってなんですけれども、投融資の事業でもって現地で雇用する、民間が雇用する労働者がいるわけでありまして。その労働者に対して労働関係の法令をどうやって守らせるのかなという気がいたします。特に最低賃金法、これなんかになってくると、日本の日系企業は海外でほとんど最低賃金だけを払うという形で、それ以上のものはよほどの技術をよく持っているとか、管理職を除いては払っていないのが現状だと思います。常に最低賃金の法律が改正されると、その情報を日本から一生懸命に提供するというようなことで、最低線押さえ、をいつもそれで泳いでいるというようなことがあるのではないかと思うんです。そのときに、投融資事業のときにこれからJICAさんにあまり微妙な問題が及んでこないのかどうかということが不安になりました。11番は以上です。

全てコメントで結構です。もしJICAさんのほうから反応等があれば聞きたいです。

○小島 谷本主査、どうでしょうか。

○作本委員 もし何かJICAさんから。

○谷本委員 何かありますか。いいですか。

○小島 一つ一つやるのか、まとめてやるのか。

○谷本委員 まとめてお願いします。

○小島 わかりました。

○谷本委員 では、次は12、13が私なんですけど、これは確認させてくださいということで、こういうコメント、質問を出させていただきました。書いたところは了解しました。

では、聞こえていますか。林委員、このところで1点、14番があるんですが、何かあれば発言をお願いします。聞こえていますか。

○林委員 一部、聞き取れなかったこともあるので、もしかしたらダブっているかもしれないですが、JICAの事業の契約のときに個別の契約をやるときに、今回、対象にしているようなものを全体でカバーしているような視点というのは、環境社会配慮ガイドラインなのかどうか分からないんですけれども、事業全体の単位でいわゆるここで議論しているようなものが担保されているというような理解でいいのかどうか。要するに個別の契約では多分、個別にいろんなコントラクターとか、いろいろな契約、個別のところではうまくいっているものがあると思うんですけれども、それは事業全体としてきちっとなってますよというのが確保されているというふうな理解でいいのでしょうかと、そういうことです。

○谷本委員 では、小島さんのほうで答えていただけますか、今の点に。

○小島 私のほうで回答を試みますが、企画の皆さんでもしあれば。

ここで多分、ポイントになっているのは無償と円借款の話だと思いますけれども、それぞれにおいて業者さんがどういう契約書を使うべきかというひな形はあります。その中に今、議論になっているような労働者の皆さんの安全と衛生をどう確保するかというのが述べられています。それとともに、さっき西形のほうから言いましたが、LAなり、GAなりをサインするとき一般的な条件と

して、このようなことはお互いに守りましょうねというようなことも含めて合意します。その中にもきちっと実施機関として担保すべきものが書いてあるというところですよ。

なので、まさに林先生がおっしゃったとおり、環境社会配慮なのか、これは契約の話なのかというところがポイントで、私たちの説明を聞いて大体おわかりのとおり、契約の中には大体述べてあるようなことが担保されていて、それで問題が起きたら対応するというのが今の私たちの考え方ということだと思います。

以上です。

○谷本委員 わかりました。ありがとうございました。

それでは、15番から織田委員、お願いします。

○織田委員 私は幾つかの質問とか、コメントを上げていますが、まず一つは差別の禁止、平等の機会に関して、ガイダンスノートではハラスメントの防止についても具体的に挙げていること、そして、ジェンダーを軸に起きやすいと述べているので、JICAのガイドラインにおいても、そのことに注意を喚起することが必要であると述べています。

それから、もう一つは労働安全衛生（OHS）対策について、これをガイドラインに含めるのは当然ですが、その委員の構成、誰が委員会の委員になるかについてもガイダンスノートでは性別バランスが重要であると述べています。同じように、コミュニティの労働者に対しても、雇用するときに年齢、ジェンダー等の配慮が必要であると述べています。このように世銀では細かく述べていることについて、注意を向けることが重要だと思います。

といいますのは、今回世銀のESFで新しく労働に関することが入ったことの意味を考えると、ご回答では契約の約款でカバーしているから大丈夫だということですが、先ほどから議論に出ているように、やはり環境社会配慮の問題としてJICAのガイドラインにもきちんと入れておく必要があると思います。コメントに対するご回答の多くは、契約約款、契約一般条項でカバーしているということで、そのことは安心なんですけれども、環境社会配慮ガイドラインとしてもきちんと述べておくことが必要なんじゃないかというふうに思いました。そのことをまずは挙げておきます。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

それでは、次に柴田委員、20番からお願いします。

○柴田委員 今、だいぶ既に論点が幾つか上がってきていて、一つは契約条項の中で重要なところは、チェックされているというところがあるかなというふうに理解しているんですが、一方でLMPみたいなものを別の文書にするか、あるいは環境社会配慮の文書の中のパーシャルな位置づけでつくるかという両方の考え方があると思うんですけども、そういったような切り出し方をあえてガイドラインに書くことの意義みたいなものというのは、検討しておいたほうがいいかなというふうに感じています。

今、まさに織田委員も触れられたところなんですけど、確かにチェックリストを含めて、事前に配慮すべきポイントというのが列挙されていて、プロジェクトの種類や規模に応じて、契約の中で細かいところは書かれていくということだとは思いますが、実際の開発事業は始まって動いてみて、いろんな問題や課題が出てくるというのはどうしても起きてしまうことで、そういったときにどういうふうに対処するのかということまで含めたものが、ここで言っているところのLMP

みたいなものなのかなと。

実際、ガイダンスノートなんかを読んでみても、必要に応じてLMPをちゃんとアップデートしていきましょうねと、あるいは問題が生じたときにLMPに基づいて、その対処をその都度、考えていきましょうねといったようなことになっていますので、事前に契約あるいはチェックリストで確認したから大丈夫というようなものとして扱っていいのか、あるいは環境社会配慮のドキュメントというモニタリングの対象になってきますので、モニタリングを含めてインプリメンテーションの後も、ちゃんとウォッチしていけるような仕組みというのをガイドラインの中に書き込むことの意義というのを検討したほうがいいかなというふうに感じています。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、村山委員のほうで4点ほどもしコメントがあれば。

○村山委員 ありがとうございます。

基本的には今、織田委員、柴田委員がおっしゃったことに関連するんですけども、この部分の回答の中で既にあるように、契約一般条項、それから、契約約款に触れられている、扱っているという整理がされていると思うんですが、少なくとも私はこの内容を見たことがなくて、どういう形で契約約款が結ばれているかがわかりません。既にご指摘があるようにガイドラインについては、労働については労働環境（労働安全を含む）でしたか、その言葉が2点か3点ほど出てくるだけなんです。

今までの扱い、10年前の扱いではそれでよかったのかもしれませんが、先ほども織田委員が指摘されたように、今回のESFでは2番目に労働が扱われているということを見ると、大分、そのウエイトが変わっているんじゃないかという気がします、世銀の中で。そういう意味でいうと、JICAのガイドラインでも何らかの形で労働に関する扱いを検討すべきではないか。どの程度、検討するかはまだ今後の議論があると思います。ただ、少なくとも方針についてはもう少し踏み込んだ考え方を示しておく必要があるのではないかという気がします。

ただ、一方で事前の資料の2ページ目の(2)にあるようにどこまでを含めるべきか、迷ってしまうものも確かにあって、サプライチェーンも含めて、影響が出てきた場合の対応まで含めているような気がするんですが、どこまでそういったものを扱うのかというのは非常に悩ましい気がするので、その点についてはある程度の考え方を区切りとして決めておく必要があると思いますが、ただ、だからといって、今のガイドラインの扱いで労働が十分であるとは思えないというところです。

○谷本委員 ありがとうございました。

それでは、6.1が終わりました。私の独断なんですけれども、インターメディアートということでコメントさせていただければ、ガイドラインで取り上げるべきなのか、あるいは他の条項、契約、ローン・アグリーメント等、あるいはGTCとか、あるいはコントラクターの契約、そういうところで捉えるべきなのか、その辺が一つ今、話題になっている。これが1点目。それから、もう一つは今、村山先生がおっしゃったように、状況はこの10年で変わっていったんじゃないかという点です。世銀はESSをここまで力を入れて書いていると示しているということ、それで、示されているんじゃないかということ、この2点を中間ということでコメントさせてください。

それでは、次に6.2、有害廃棄物……。

○小島 ちょっと待ってください。

○谷本委員 そうか。まだあるんだ。木口さん、何かありますか、コメントは。突如ですが、聞こえていますか。

○木口（オブザーバー） ありがとうございます。大丈夫です。

○谷本委員 よろしいですか。では。

○小島 今、2時40分ぐらいなので、もう少し議論できるかなと思いますので、もしよければ、このまま6.1、労働について議論させていただければと思いますけれども、いかがですか。

○山岡委員 今、主査からもご指摘がありましたように、ほかの委員からも懸念、もうちょっと何かガイドラインで規定したほうがいいのではないかなという意見が出ていると思うんですが、今のガイドラインですと労働環境のチェック事項、85ページに例えばプロジェクトにおいて遵守すべき当該国の労働環境に関する法律が守られるか、あるいは労働災害防止に係る安全設備の設置、有害物質の管理等、こういう記載があるわけですが、契約条項をチェックするということがこの中には書かれていないわけです。どんな形でガイドラインでもうちょっと詳しく規定するかというところはあるんですけども、例えば法律が守られるかというのは契約一般条項とか、契約を見ないと多分、これもチェックできないと思うんですが、もうちょっとこの中で、契約においてちゃんと労働環境が守られているかどうかをチェックする、ぐらいのことは入れてもいいように思いますし、一方で労働環境というのがかなり広範な意味を表しているわけで、その内訳といいますか、もうちょっと具体的なところまで突っ込んで、そこをチェックしてもいいのではないのかなというふうに、皆さんの議論を聞きながら思いました。JICAさんとしてはいかがでしょうかね。

○小島 議論を遡って、もう1度、4つの分類について説明させていただきたいと思います。あまり大雑把な議論をすると良くないので。ESSの中で書いてあるのは、コントラクター要員は書いてある事項について守られるべきであろうと。その下に位置するサブコンは同じように保護されるべきだというような書き方がされています。他方で、わかりにくいPrimary suppliers、一次供給者要員というのは、サブコンほど守る必要はないというようなメッセージが受け取られます。一次供給者要員において非常に厳しく書かれているのは、児童労働の禁止、強制労働の禁止、それと労働衛生・安全の確保というところが確保されるべきというようなことが書いてあります。それぞれの分類によって少しずつどの程度、守られるべきか、ガイドラインかというのが違っているということで認識しないといけないのかなと思います。

もう一つ、山岡委員がおっしゃったことに関して、契約がきちっと履行されているかどうか、あるいは契約にそのようなことがきちっと書かれているかどうかというのをまずチェックするのは多分、途上国政府の皆さんが一義的にやるのかなというところだと思いますので、もちろん、私たちJICAとしてそれがきちとなされているかどうかというのは当然、チェックしていく必要があると思いますが、契約の主体者はあくまでも途上国政府の皆さんだということは、認識する必要があるのかなというのが一つポイントだと思います。

私たちの考え方としては、大体、皆さん、おわかりだと思いますが、ゼネコンさんと途上国政府の皆さんの間の契約書の中で、労働者についてはこういう扱いをなささいというのがきちっと書かれていて、それが守られているのであれば問題は起きないでしょうし、問題が起きて、それが公になる場合は私たちもきちっと対応するというのが基本なのかなというふうに考えているところでご

ざいます。今のガイドライン、既存のガイドラインに書かれている基本的な事項はもちろんチェックする必要があると思いますが、微に入り細に入り、JICAがモニタリングするというのは違うのかなというのが今の印象です。

○谷本委員 よろしいですか、今のは。

では、作本委員。

○作本委員 5点での説明、小島さん、ありがとうございます。

ESS2をもう1回、今、ここで読み直しているのですが、労働条件は例えば労働三権を含む、これは相手の国が法律を持っているかということが前提になっているんですが、Borrowerと書いてあるんです、Borrowerがしっかりせよと。ということは、ローン・アグリーメントレベルでもって、サブコンとの契約では駄目ですよということをほのめかしているような書き方になっているかと思うので、相手国政府がきちんと労働三権を含む労働条件を確保するという、1番トップのレベルのそういう契約、それが今の条件であり、プライマリーサプライチェーンはESSの16ページに入っているのですが、36番です、ここも主語はコントラクターとの契約じゃなくて、Borrowerはそれをやりなさい。いわゆる借入国です、ODAの場合は。もうちょっと上のレベルでの契約の中でこれを明示して、相手国が政府として、国としての努力義務を含んでいるというような書き方にESS2はなっているので、コントラクターだけの契約では必ずしも全て説明し切れないうところが若干あるかなという気がいたします。

○谷本委員 ほかはいかがでしょうか。では、先生、どうぞ。

○石田委員 4番、該当ページのところ、ESS1-13、14、15、16と書いていましたけれども、ESS1のAnnexでした。いずれまた修正します。ごめんなさい。

私は労働が専門じゃないので、いろんな自分の経験や委員会での活動から1番気になっているのは6番なんです。労働条件を広げ過ぎるなという意見もありますけれども、今、作本委員がおっしゃっていたBorrowerとしてしっかりしてほしいのは、働いている現場だけじゃなくて、彼らが気持ちよく働けるための施設まで含めて、これはJICAさんもずっと言われている人間の安全保障に直接結びつく話ですし、応接的に開発を見ていこうというSDGsの精神にも基づいているので、こういうところももし書けるようであれば、ガイドラインの先ほど山岡委員からご紹介がありましたような社会環境のところに、ハウジングのような言葉もひよっとしたらこれからは必要になってくるのではないかなと思うし、私としてはぜひ入れていただきたいなと思っているところです。

以上です。

○小島 今の石田委員のご懸念について同じ説明なんですけれども、実は契約書ひな形の中にハウジング、労働者の皆さんに対してきちんと宿舎を提供するというのは、契約書のひな型にはきちんと書かれていて、特に大きなインフラものを地方でやる場合に、きちんと労働者の皆さんが日々生活できるような環境は担保されるというようなことになっています。

○山岡委員 労働環境で、安全で安心できる場所なんですけれども、以前、個別案件でアンゴラの南部送電線の協力準備調査というのがあったと思うんですが、そのときにEIAへのJICAからのご説明では、地雷とか不発弾の話はなかったんですが、私のほうでその懸念はあるのではないかなというふうな指摘をさせていただいたら、南部なのでないことはない、当然、注意する状況にあるけれども、北部ほど不発弾、地雷は多くないというような、そういうご説明だったんですが、地雷、

不発弾というのは別にアンゴラだけじゃなくて、カンボジアとかラオス、東南アジアでも懸念されるところがあるわけで、そのときにJICAからのご説明では、地雷については何ら説明はなかったわけなんです。

ですけれども、これはいわゆる労働環境で、そういうところで調査なり、あるいは建設するということは非常にリスクが高いわけで、何らかこういう環境でそういうところも、チェックリストか、あるいはもうちょっと具体的に配慮すべき項目で挙げていけば、そういうものが入ってくる可能性は高いですし、そういう意味でもうちょっとこの辺はガイドラインでも具体的に記載する必要があるのではないのかなというふうに思います。

○小島 もしJICAのほうから皆さんで私の意見と違う方がおられたら、すみません、アンゴラの案件については承知していないんですけれども、少なくとも地雷、不発弾が出る可能性がある国あるいは地域で事業を実施する場合は、当然、事業を担当している部局がそれをキャッチしたうえで、しかるべく調査をやっているものだと思っていましたが、アンゴラのご指摘のプロジェクトについてはもしかしたら、それが上手くいかなかったのかもしれませんが。

それを環境社会配慮あるいは労働の安全のところで見るとどうかというところについては、議論があるのかなと思います。私が赴任していたことのある国においては、地雷がよく出てくるところで、安全といっても、それでも地元の地雷を探す機関にお願いして、きちんとないことを確認したうえで事業を進めていた経験はあります。それは環境社会配慮のポイントから見ていたわけではなくて、その国において事業をやるのであれば、当然のプラクティスとしてやっていた記憶がありますので、すみません、環境社会配慮をどこまで見るのかというところは、大いに議論があっているのかなと思います。

○石田委員 織田委員、どうぞ。

○織田委員 別の側面で苦情処理メカニズムですが、労働分野で独自の苦情処理メカニズムをつくるよというのが世銀の方針だと思います。あちこちに苦情処理メカニズムを作るのはごちゃごちゃするなと思いましたが、労働者の苦情処理メカニズムはきちんとないといけないんじゃないかと思えます。ご回答ではJICA全体として苦情処理のメカニズムがあるから大丈夫ということですが、労働者がいろんな複雑なルートで雇われているということを考えると、労働者専用の苦情処理メカニズムというのは、あったほうがいいんじゃないかなと思います。

もう1点、よろしいですか。さきほどの議論に戻って、環境配慮でカバーするか、コントラクトであるかという話に関係するんですが、世銀がなぜ今回労働分野のESSをつくったんだろうというのが不思議だったので何度か読み直してみたんですが、今回の世銀のESSの15で挙げた背後にある考え方としてももう少し前向きに行こうということがあったと思います。世銀のESSには、do not harmではなくmaximizing the development gainsと書かれておりましたが、JICAのガイドラインを改定するに当たっては、そういう姿勢を入れていかないといけない、これは確かに大変なことですけれども、大変だからといって書かないというのでは姿勢が違ってくるんじゃないかなと思います。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、小島さん、何かありますか。

○小島 今の点で反論じゃないですが、説明させてください。苦情処理メカニズムについては、と

ても私の中でもまだ整理がついていないですし、私たちの中でも議論があったところです。ESSの中には、誰を主体にしてつくるかというのが明示的に書いていないんです。もしつくるとなると途上国政府につくるか、あるいは雇用している民間企業の中につくるか、あるいはJICAにつくるかというところになります。1番いいのは多分、途上国政府がそのような当該国において労働問題が起きたときの駆け込み場所があれば1番いいんですけれども、多くの国においては、そのようなところに通報してももう上手く扱ってくれない。そういうのが出てくるんじゃないかということです。

雇用主がそのようなことを設けても、多くの雇用主は信頼されていないケースも考えられますので、通報しても無駄だなと考えると、JICAとしてはきちんと最後の駆け込み寺として、本部のほうでそのような苦情を申し立てる場所があるよというのを持っておくことが重要なのかなというふうに考えて、今のよう書き方にしています。また、通報があったときの扱いというのも多分、とても重要で、どなたかから指摘がありました。通報した人がきちんと守られるように配慮しないといけないですし、その扱いにぶれがあったらいけないということで、今のところ、私たちの考えとしては、あまり分散していろんなところに設けるよりは、こういう時代ですので、1か所に設けてきちんとした対応をするというのが重要なのかなということです。

なので、途上国政府あるいは雇用主がきちんとそういう信頼に足るシステムをつくれるかどうかということにも大きく関わってくると思いますので、あまり安直に先方政府につくらせるとか、雇用主につくらせるということもどうか、という感触もあります。

もう一つ、織田委員の最後の指摘のところで、世銀の環境社会配慮政策の転換でESSをつくって、私がこれまで説明してきたとおり、多分、その肝としては計画をつくらせて、それを公表して多くの目に触れるようにして守らせるというのが肝になっているのかなと。ただ、これには途上国政府に多くの負担をかけるというようなことがあって、その運用がうまくいくのか、それとも途上国がひいひい言ってできなくなるのかというのは、見ていきたいというような話をずっとしてきたと思います。

ここの労働の部分も、多くの項目はBorrowerが何々をするというふうなことが書いてあって、果たしてそれを借入人にお任せして全部実施できるのかということところが私たちとしても不安があって、であれば、全ての項目において世銀のやり方を導入せずとも、成り立つ部分については今までどおりでもいいんじゃないかというのが考え方の中にもあります。

以上です。

○谷本委員 では、6.1はまずここまでにして、では、6.2に移りたいと思います。有害廃棄物……。

○小島 谷本主査、すみません、一応1時間をかけたので、まとめみたいなのを論点ごとにやるのが大体の。

○谷本委員 お願いします。

○小島 まとめとして適切かどうかはともかくとして、JICAとしては労働管理のところについてどこまで環境社会配慮の範疇として書き込むかについては、検討が必要と考えているというような主張があった一方で、委員の皆さんからは世銀のESSの考え方として、ESSにあるような計画をつくって、それを確認していくような方法が進んでいるのであれば、それを取り込んで見ていってもいいんじゃないかというような指摘があったというところ、それと、山岡委員からあったように、安全というところについてどれぐらい私たちとして環境社会配慮の中に取り込んでみるかというところ

ろは、今後も議論が必要というようなことが、すみません、最初のほうの議論が抜けているかもしれませんが、私自身が皆さんのご指摘から感じたメッセージでございます。

○村山委員 基本的にこのワーキングの助言は助言委員会の助言なので、助言の我々の意見が最初にあるべきですね。というのと、あと、GTCとかGCEのルールというのはあるんでしょうか。これまではその内容の説明が何もないままなので、やっていらっしゃることは信じたいですけども、証拠がない、エビデンスがない。何らかのルールがあればいいんですけども、それは何かありますでしょうか。

○西形 今のご質問のGTC、GCEのルールというところですが、こちらについては基本的には標準的なひな形というか、ものを持っていて、基本的には全事業についてそれを適用するという形になっておりますので、そういうところで担保されているという形になっているかとは思います。

○小島 あと、公表されているかどうかという。

○西形 そちらのひな型は公開されておりますので、そちらで確認いただくことはできる状況になっております。

○村山委員 では、後ほどそれを共有させていただいてもよろしいでしょうか。公開されているといっても私は見たことがないので、送っていただいてもよろしいですか。

○小島 では、リンクなどを皆さんと共有するということにしたいと思えます。

○谷本委員 では、その関係だとせっかくですから、少なくとも6.1のところの回答に書かれているLAのひな型があると思えますし、GTCもそうですし、そういうふうなものをリンクできるところはできるだけというか、全部、お願いできますか。お願いします。では、小島さん、よろしいですか。

では、6.2のところに進みましょう。27から山岡委員、お願いいたします。

○山岡委員 27、28番も関連するんですけども、基準を遵守しなければならないということに対して、当該国の基準が満足されていない場合については、どのような対応をされるのでしょうかということで、ご回答いただいておりますので、この点については理解いたしました。

ただ、28番では事業開始前のデータをベースラインとすべきではないかというような指摘もさせていただきますが、最近、私はこれをかなりいろんなところでしつこく言わせていただいているんですが、前回も個別プロジェクトのインドネシアのフルライスの地熱のところでも、ベースラインについては論点という形で意見を言わせていただいています。これは次回の全体会合でも説明されると思うんですが、JICAの方と若干考え方が違うのは、ベースラインの使い方というところでありまして、ベースラインというのは環境で言えば事業開始前の初期値ということになると思うんですが、JICAさんとしては基礎調査のほうでベースラインという言葉をお使いになっているので、あまり個別のところではベースラインという言葉は、どちらかというと思いたくないというふうには私は理解しているんですが、ベースライン自体は多分、結構、一般的な用語ですし、別に環境だけじゃなくて品質でもコストでもタイムマネジメントでも使われているので、かつ相手国がいわゆる環境調査をやられた場合、ベースラインという言葉を使ってくる可能性が高いので、この点についてはここで議論するのかどうか分かりませんが、非常にベースラインをどこにもっていくかということは重要になりますので、どこかでここは明確にしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

話が広がりましたがけれども、以上です。

○谷本委員 では、続けて石田委員、3点、お願いします。

○石田委員 わかりました。

私のほうは大体、病虫害コントロールと、その害について絞った意見を提出させていただきました。それで、そのことに関して必要なのは、人々のコントラクターも含めた訓練で気付きを大切にしてほしいということ、それから、必要だと思うんですけども、産業分野ごとのガイドラインの研究をして、安全性のガイドライン的なものも載せることを検討してはいかがでしょうかというのが二つ目、最後の3つ目は人々の参画に関係してくるんですけども、病虫害管理計画の策定と実施には農民とか、受益者の参画を計画してほしいと。

実際の例を調べてみると、Farmer Field School等で取り組んでいる例が英文とかでは少なからず出ていますので、そういうところもガイドラインに、つまり、病虫害コントロールをするに当たっても、人々に出してしまう影響、それから、農作物に出るような影響、これは有機作物との関連もあると思います。要するに安全な作物、それから、人々への悪い影響が出ないということ、それを計画するに当たって当事者がきちんと参加するという、この3点を何とかガイドラインでも少しは単語とかでも入れ込めないのかなと思いましたので、以上の3つの意見です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、続いて作本委員、お願いします。

○作本委員 32番から、化学有害物質という言葉を使っているんですが、一般的には有害化学物質なんじゃないかなと、使う場合にはそうじゃないかなと思います。ここでは、インドネシアの事例を紹介させてもらったんですが、3Bと呼ばれている有害、有毒、危険物質ですか、これはあの国が1番最初に手がけた3Bと呼ばれている有害物質の管理を手がけて、しかも処理を全てジャカルタにある焼却処分場所に全部任せたとという歴史があります。途上国でも真剣に取り組んではいるんですが、なかなか、それがほかのアジアの国、例えばタイなんかと見比べると、上手く進んでいないのが現状です。

有害化学物質が何なのかと。今、アメリカではナノの時代に入っていますし、遺伝子とか何かに影響を与えるかわかりません。そういうナノの世界でもって有害化学物質を論じるころへきていますし、途上国では今、先進国で有害化学物質がどれだけ生産されて、それがどこに保管されて、どう移動したかという、そういう把握リストを押さえようと対応しているんですが、今、途上国では有害化学物質のリストをつくるころ止まりにとどまっているのが多くのアジアの国々の状態です。そういうことで対応は難しいですけども、そこはご回答32番で頂いた技術協力などを行ったりしても、どうしても必要になるのではないかなという気がいたします。

17ページに書いてあるのは相手国、大半のアジアの有害化学物質の管理状況とか、レベルは極めて低いと、何が毒物かわからない状態にあるというのが実際かと思えます。

あと、土壤汚染については、こういう考え方を取り入れると、17から18にかけてなんですけど、リスクのことを我々もここでもう1回、どのように取り入れるのかと、考えを組み込むのかということのを改めて考えてみななければいけない分野かなと思います。

33番、これは害虫管理ということで、今まで我々の案件で出てこなかったものと思われそうですが、農業支援とか何かでは恐らくこういう配慮がされているんだと思うんです。ただ、これをコ

ントラクターの責任の範疇と考えますと、今までと似たようなご回答の方法で頂いたんですけれども、先進国並みのJICA基準、あるいは国際標準並みの基準をJICAさんは途上国に支援して適用してあげると、お手伝いするという、確認するということからすると、コントラクター任せでいいのかなという感じがいたします。

これも次の19ページの上から3行目に書いておいたんですが、リスクという考え方がどうしても必要かと。目の前に出てくる負の環境社会影響だけじゃなくて、将来にわたるリスクというものをどうやって取り入れるかという考え方が必要なのかなという、そこではJICAさんは、考え方を移行させていくニーズが出てきているのかなという気がいたします。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

私の2点は、簡単に言えばチェックリスト等に必要であれば書き加えてくださいと、整理していただくということがいいと思いますということで、34、35を示させていただきました。

では、次に林委員、よろしいですか。36番、37番の2点。コメントがあればお願いします。

○林委員 36番なんですけれども、世銀のガイドラインのIPMの考え方を入れているということなんですけれども、JICAのほうでは、こういう総合的な病害虫管理というんですかね、個別の害虫を特定して、場所、影響、そういったものを事前に評価して害虫管理を適切に運営し、後で効果の評価をするとか、そういうような総合的な観点での評価というものを29というご回答では、チェックリストで既にやっているということでよろしいんでしょうかというのが一つ目。36番です。

37番については、処理の優先順位的なもの、要するにまず最初に何をすべきで、それが駄目だったら次にどうするというような手順をきちっと位置づけていくということが大切なのかなという点で、世銀のほうでは、その考え方が明示的に入れられたということなので、そういうのは活用可能性を検討していただければいいのかなという2点です。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

今の点は、JICAサイドでは何かコメントはありますか。よろしいですか。どうぞ。

○小島 総合的病害虫管理というものを銘打って、環境社会配慮の一環として実施した実績はないんじゃないかなと、あるいは検討した実績はないんじゃないかなと思います。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

林委員、よろしいですか、今のJICAからの回答で。

○林委員 世銀のほうでそういう形のものを考えるので、こちらでどう取り扱うのか、ただ、あまり事例がないということであればまた別なんでしょうけれども、ということかと思えますけれども。

○谷本委員 わかりました。

それでは、柴田委員、続けて38番からお願いします。

○柴田委員 38番から質問という形で、これまでの環境社会配慮の中での対応を改めて確認させていただきまして、特にこれまでワーキングを含めて検討してきたものを振り返りますと、その恐れがある場合にはその都度、ワーキングの中で委員から懸念が出てきて、適切に対応するように実施機関に申し入れるみたいな形でやってきたかなというふうに思います。今回のESS3に書かれてい

るような内容も、あらかたこれまでの助言委員会の中で検討されてきたことがほとんどなんじゃないかなというふうに考えると、これらの言葉がガイドライン上、位置づけられていなかったということも不思議なようにも思いますので、特に有害化学物質あるいは有害廃棄物、あと、病害虫のところはガイドラインで文言を取り上げて、位置づけていくことを検討していったほうが良いのではないかなというふうに考えています。

それと加えて、有害化学物質については情報の更新が今は非常に早いので、REACHなんか半年に1回、リストが更新されていくというような状況の中で、国際的に認可された化学物質みたいなものをどういうふうに位置づけるのかというのは、多分、欧州と日本とで予防原則的なところの考え方がだいぶ違う部分があると思うんです。そこは、私はあまり化学物質のリスクの専門ではないので、細かいところまではわからないんですけども、そういったギャップがあるというのは一般的に認識されているところだと思いますので、国際基準というのをどういうふうに設定するかというのは、その都度、検討していくことなのかもしれないんですけども、ガイドラインの改定の際にも検討しておいたほうが後々、いいのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、また村山先生、お願いします。

○村山委員 まず、41番ですが、ESS3に書かれている内容と比較すると、回答の表現だと当該国、国際的基準、日本基準を比較し、事業ごとに対応ということなので、より現実的な対応をされるということだと思うんですが、ESS3の表現だとどちらか厳しいほうということなので、考え方としてはより厳しい対応をするというのがESSなのかなと思います。

この辺りは少し乖離があるような気がして、その点についてどうするのかということなんです。なので、ご回答は現実的だと思うんですが、では、どうするのかということについては、実態を踏まえてという程度のことしかわからなくて、基本的な方針がわからないんです。なので、基本的には厳しく対応するということがあっていいのではないかな。そうすると、ガイドラインの表現も少し変わってくるという気がします。ただし、おっしゃるとおり、実態を踏まえないと幾ら厳しくしても守れないということは当然あると思いますので、その辺りは表現を今後、検討すべきだと思います。

あと、42、43ですが、先ほど作本委員も指摘されたように、化学有害物質という表現は私も違和感があったので、質問を含めて少し書いたのですが、ご回答の中を確認すると人々に直接的な有害がなくてもフロン類がオゾン層を破壊するというようなものも含まれているようで、それは直接的には害がないけれども、地球環境には害があるということで、それを含めて禁止、規制されている化学物質と言っているんですね。だとすると、その辺りをもう少しわかりやすくしたほうがいいのかなと思いました。現在のガイドラインには、あまり有害物質、化学物質関係が具体的に書かれていない、柴田委員がおっしゃるようなところまで含めて表現するかどうかはわからないんですけども、まだ、十分な書き込みが足りないような気がしますので、基本的な方針の部分についてはガイドラインで書いてもいいのではないかなと思います。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにバトンを譲ります。

○小島 ありがとうございます。

私の認識としては、ここに書かれているようなことがJICAで全てできているかどうかは別として、考え方については伝統的な環境社会配慮の範疇に入るものなので、ある程度、対応はできているのかなという認識でございます。

病害虫について指摘がありました。ここはいつも私たちは悩ましいところなんですけれども、これを環境社会配慮の範疇で捉えるのか、技術協力でやるべき範疇として捉えるのかというのがいつも悩ましいところで、狭い範囲の環境社会配慮で言うと、病害虫はできるだけ工事中に出ないように配慮してということになるんですけれども、もう少し積極的に技術協力として取り上げてやるのであれば、いろいろ手段はありますよということなのかなというふうに考えています。

なので、柴田委員からご質問があった有害物質、廃棄物や病害虫の影響が問題になった事例はありますかというところで、私自身の個人的な経験として、病害虫が何かプロジェクトを実施して、それがトラブルになったというのは知っている限りないんです。今の仕事で、時々回ってくるモニタリングの報告書を見ていると、既存の施設の改修をやって既存の施設にPCBが使われていたから、それを厳格に先方政府に保管させているという、その状況の報告が上がってくるというのは見たことがあります、ほかの事例で大きな問題が起きたというのはあまり承知していません。もし皆さんでご存じのものがあればお知らせいただきたいと思います、というのが私たちの感触でございます。

○谷本委員 どうぞ。

○作本委員 今のお話で有害化学物質について、先ほど石田委員も出されていたんですが、船舶の解体をJICAさんは手がけたことがあります。数年前になりますか。そのときに船舶に塗っている有毒な塗料の関係と、あと、アスベストを大量に積んでいたということで、それをどう処理するのかということで、PCBもよくあるかわかりませんが、その辺りが議論になったことがあるかと思います。

あと、もう一つ村山委員から先ほどご指摘があったんですが、有害化学物質という場合には廃棄物だけじゃないんですよね。正しい方法で生産されているものの中に、有害化学物質が含まれるということがあるんですけれども、廃棄するというのは、単なる排出するための一つの流れにしか過ぎないんだと、常に有害廃棄物イコール有害化学物質というふうに、イコールでは考えられないというところがあるんじゃないかなと思います。

以上です。

○谷本委員 では、ほかにまだ追加してコメント等があればと思いますが、木口委員、何かありますか。聞こえていますか。よろしいですか。

○木口（オブザーバー） 大丈夫です。

○谷本委員 いいですか。よろしいですか。

では、追加で何かあればコメントしていただくということで、どなたでも結構ですが、では、小島さんのほうにまた戻します。簡単なまとめと。

○小島 害虫管理のところで皆さんから頂く助言というのは、さっきの私の考えも踏まえてどのようなものがよろしいかというのが今、イメージがつかないというのが一つ。もう一つは後半で議論

がありました有害化学物質について、何を対象にして、どういう基準にするかというのは、もう少し明確にしておいたほうがいいというのはメッセージとして受け取りました。

○作本委員 害虫について難しいというのは、国によって害虫とか殺虫剤への対応が違うんですよね。禁止毒物として考えるところもあれば、農薬関係あるいは殺虫剤規制ということで独立しているところもあるし、ですから、この位置づけが国によって違うから、害虫は最後の結果だけですよね。殺虫剤が予想されますけれども、だから、有毒物、有害物質から農薬の管理なのかというところで、恐らく整理がつかない背景があるんじゃないかなと思いつきます。

以上です。

○谷本委員 今、作本委員から一つコメントが出ました。よろしいですか。では、事務局のほうで。

○小島 ありがとうございます。

では、さっきの私の有害化学物質の中にも、農薬なども含めて書くのがいいということですね。わかりました。

○作本委員 それも一つということです。絶対的に全部一緒という意味じゃないです。

○谷本委員 では、まとめをされますか。いいですか。

○小島 今のがまとめになります。ありがとうございます。

○谷本委員 よろしいですか。では、6.2はこれで一応、一段落ということで休憩しましょうか。では、35分まで10分ほど休憩しましょう。

午後3時25分休憩

午後3時35分再開

○谷本委員 では、よろしいですか。

では、6.3、緊急事態対応等というところです。44番の項目、山岡委員。毎度のことでお願いします。

○山岡委員 44番は保安員の決め方についてのコメントということです。借入人と利害関係のない人を選ぶべきではないかということです。

45番はダムに関するERPIについてです。この中でGIIPに従ってキャパシティのあるエンジニアによる安全対策を講じるというような、こういう文言が世銀ではあるんですけども、GIIPというのは馴染みがなかったので中を見ますと、Good International Industry Practiceということで、特に類似プロジェクトの業務経験のある専門家によって定められなければならないということでもあります。good practiceは、JICAもいろんなプロジェクトの紹介ということでおやりになっていると思うんですけども、環境に特化したものというあまり数がないように思うんですけども、そういうものをこの趣旨とは若干外れるかもしれませんが、good practiceというのは紹介いただいたほうがいいのかというふうには思います。

あと、ダムの環境社会配慮での扱いということなんですけれども、世銀はもともとOPの時代からダムというのは単なる構造物ではなくて、環境に対して多大な影響があるということで、相当詳しく提言していたと思います。それをESSでも引き続きダムセーフティということで書かれていると思います。JICAのご回答では、これは環境社会配慮ではなくて技術面での計画策定、設計の一環として取り扱うということで、これは従来からのJICAのポリシーだということだと思いますが、この点は一応理解いたしました。

先ほど労働環境についても、これについては契約で取り扱うというような方針、あるいは前の包括の議論の中で費用対効果なんかもあったわけですが、費用対効果も環境社会配慮で扱う項目ではないというのがJICAのご回答だったと思うんですけども、議論していると、それはわかるんですが、ガイドラインにはそういうことが記載されていないので、ダムを含めて世銀では対象となっているけれども、JICAのガイドラインでは別扱いになるということは、そういう項目ごとにガイドラインの中に記載していただくのか、あるいは別紙でもいいのかもしれませんが、そういう項目はどこで取り扱われているのか、あるいは担保されているのかということ、ガイドラインの中に記載していただくのがいいのではないかなというふうに思います。

46番はGIIPのことです。これは先ほど申し上げたので結構です。

47番もダムについての話でございますので、繰り返しになりますけれども、環境社会配慮で扱わない重要な項目については、どこで取り扱うのかということ、ガイドラインの中に記載していただくのがいいのではないかなと思います。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

それでは、次に石田委員、お願いします。

○石田委員 私は48番から52番ですが、その中で今、メインだなと思うのが3つほどあります。一つは48番で、今日の会議の課題として病虫害コントロール等が大きく取り上げられているので、それはそうだろうなと思うんです。なぜかという、国際社会も、それから、開発協力もずっとペストコントロールとか、ペストマネジメントというのは本当に数十年以上、多分、国際協力が始まって最初からやっているんだと思います。

本当に毎年毎年、聞く課題ですので、それが結局、外からやってきて事業に影響を与えるのであれば、気候変動による事業への影響というの、ガイドラインの改定の作業でも議論してましたし、最近、個々の案件のワーキンググループでも話題になるところですので、病虫害に関してもこれがかかり被害が出てしまうと、アフリカ辺りでも大変なことになりますから、そこはガイドラインでも少し検討なり、何か言葉を入れていただけないかなと思うところ、気候変動なりのところで扱って、括弧書きで病虫害云々と入れていただくのも、一つの手かなというふうに思ったりしています。

49番、ここは本当にわからなくなったんですけども、ヘルスを衛生と置き換えておられたのは、衛生じゃなくても健康でもいいのではないかと検討されますという丁寧なご回答を頂いていますが、ここはヘルスをどう捉えるかという組織の考え方に関わっていると思うので、用語自体にこだわりがあるなしじゃなくて、コミュニティにおけるヘルスというのはどういうものかということ、WHOが言う身体、精神、社会的定義や今までの従来の制度を壊さないだとか、村の鎮守の森みたいなのをちゃんと守って、そういうのを含めてヘルスと理解するのが一つの考え方だと思うし、そこまで広げないで個人個人の健康の問題だということもありますでしょうし、そこはJICAさん側のほうでも確認していただけないかなというところ、49番で言いたかったことは。

51番は、細かいリソース処理が実はIFCのホームページにはいっぱい連なっているんです。時間があつたので、結構、読んでみたんですけども、そうすると面白いのは例えばユニバーサルデザインで縁石の傾斜をつけて、誰もが通れるようにするとか、そういうところまで、結構、きちんと

技術的なことがかなり考え尽くされるところまで尽くして考え抜いて、IFCはきちんと載せているので、そういうところもガイドラインには載せられないとしても、ガイドラインから示唆するような形で、例えば契約のときに契約を受ける団体に対して、こういうところを見てみればどうでしょうかという、そういう指導なり、体制ができていれば、みんな、苦勞していろんなものを何が入る項目かと探さなくても済むだろうし、IFCのリソース処理なんかもう少し見られると、きっと役に立つところがあるだろうなというふうには思いました。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

それでは、作本委員、お願いします。

○作本委員 53番から55番までなんですが、リスクに関わるところが随分出てきていると思います。JICAさんがこれまでやっていないわけではなくて、私も詳しくは知らないんですけども、技術協力委員会とか、技術委員会というのがもう一つ同じ案件についてあって、橋の強度設計だの何だの、そういうのを議論されているということを知っていて、そうするとコミュニティの安全とか何かの問題を両方併せると、JICAさんは全体としてはやっているんだと言えます。

ただ、我々のほうはほとんど、そういう委員会がもう一つ動いているというのは知りませんので。将来の安全リスクを担保するためのかけ橋みたいなものができれば、あるいは重要な項目だけを環境社会配慮でもう1回、再確認するというところで技術委員会のほうの橋の強度なり、道路の安全性、そういうようなものを見せていただくようなことをやると、かなり実質に近いんじゃないかなという気がいたします。そういう意味では、技術委員会というものがもし仮にあるとすれば、この助言委員会というものと間での協力関係をいかにつくるかということが気になります。

あと、ここではESSの最後にダム事例が載っているのは、先ほどご紹介があったとおりなんですが、それ以外にも28ページの53番ですが、入れておいたんですが、バングラデシュで橋が壊れたというようなこととか、あるいは工業団地でこれからの危険工事の爆発だとか、あるいはリニアカーを取り入れることはないでしょうけれども、そういうような予想できないようなリスクというのがこれから起こってきます。環境社会配慮面の切り口だけでは必ずしも十分ではないので、かといって、技術協力だけでは足りないところもあるので、できれば情報が通うような何かチャンネルをガイドラインの中で用意していただくと有り難いと思います。

以上です。

○谷本委員 よろしいですか、55番まで。

56番は、私はプロジェクトライフというものをどう考えたらいいのだろうか。回答にありますように、当然ながら供用段階までというふうなことで対応しますというふうなことで、それは有り難い話だと思います。

それから、57番はハードでの対応というものが当然、目に行きがちなんですけれども、ソフト面、この辺りはこれからもっと力を入れていただきたいなと思います。特に緊急事態で、この場こういう話をするのがいいかどうかと思いますけれども、過去、ワーキンググループでネパールとか、フィリピンもそうだったと思いますけれども、トンネル関係のプロジェクトで私は同じことを助言で求めたんです。緊急事態がトンネル内で起こったときに、本当に事前に訓練しておいてほしいと、警察とか、実施機関だけじゃなく、病院とか、そういうふうなものを巻き込んだプラクティスを事

前にやってほしいと。それから、日本に招聘して技術協力でトレーニングを行うときにも、ぜひ日本でそういう緊急事態の対応をどうしているか、ビデオなんかがいっぱいあるはずだと。ぜひ、そういうのを研修生に見せてほしいというコメントをしました。

ですから、技術協力と、それから、大きなインフラ事業との組合せというんですか、即は無理としても、ぜひインフラの特に構造物の関係で緊急事態対応ということであれば、そういうことも考えてほしいということをごここで、すみません、改めて指摘させていただきます。

それでは、林委員のほうで何か58、59、60番まであればお願いします。林委員、聞こえていますか。

では、織田委員、お願いします。61番からです。

○織田委員 幾つかのポイントを挙げているんですが、一つ61番のヘルスについては、先ほど石田委員がおっしゃったことと同じなんですけれども、衛生というのは狭過ぎるのではないかとことです。ここで問題にしているのは、コミュニティの人々の健康だと思しますので、そのことがわかるようにしたほうがいいのではないかと思います。

それから、62番はコミュニティの健康と安全についてのリスクと影響はジェンダーによって違う、もちろん、ジェンダーだけではないんですけれども、年齢、社会的地位によって違うということをごガイドスノートでも述べていることから、ぜひ、そのことをJICAのガイドラインでも入れてくださいと、リマインドいたしました。このことは包括的検討の第5回とも関係するので、そちらに含めたいということだと理解しました。

それから、63番ですが健康というとき単に身体的な健康だけではなくもっと幅広いのだということをごガイドスノートで述べていることです。特にジェンダーに基づく暴力や子どもに対する性的虐待、さらに感染症などがあげてあって、プロジェクトによる健康課題はかなり幅広いということをご世銀のESSでは認めているところです。ぜひ、そのことを新しい改正ガイドラインでも述べていただきたいというふうに思っており、そのように書きました。

これらについては既に契約書類などで対応しているがさらに検討したいということですが、実際に既存の契約書類に暴力のことまで含まれているのかどうかよくわからないので、もし詳しいことがおわかりになったら教えていただければ有り難く思います。

最後の点ですが、ここでコメントしているのはHIV/AIDS等の感染症という表記についてです。HIV/AIDSの深刻さやコミュニティに問題を起こしてきたことの歴史については十分に承知しておりますし、これまで幾つかのプロジェクトで見てきたときも思ったんですが、このように特定の名前を掲げることによって、HIV/AIDSについての研修だけをやったから大丈夫というふうにとっても簡単にチェックされることが見られました。ここでいうHIV/AIDSは例示されているのは確かですが、逆にこのように特定のものが例示されているために、感染症といえばHIV/AIDSだと、その研修をやったから終わり、というふうになりかねないことを危惧いたします。

今後も相手国政府と相談しながら進めるということで、そのことについて特に異論があるわけではないのですが、どう考えたらいいかということをご提起いたしました。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、続けて柴田委員、お願いします。

○柴田委員 65番で1点だけ、質問というか、コメントさせていただいたんですけれども、先ほどの谷本委員からもトンネルのときのお話をさせていただいたんですが、自然災害、人災を含めて災害時の対応を事業の計画段階で、事前にちゃんと検討しておくというのが災害大国日本の我々の特にここ10年ですかね、非常に重要なものだというふうに認識されてきて、特に交通もそうなんですけれども、JICAの扱う事業で例えば医療関係ですとか、ライフラインに関わるようなものというのは、災害時の事業継続、BCPみたいなものが今は必須になってきていて、それと同時に、災害時に周辺にどのような影響を与え得るのか、どういうふうに負の影響を最小化していくのかというのが、事前の検討として非常に大事になってきているところを踏まえて、これは環境社会配慮の中で扱うべき内容ではないのかなというふうに私は考えています。

ご回答のほうで、建設安全管理ガイダンス等というふうに書かれているんですけれども、確かに安全管理のガイダンスの中に、そういったものをちゃんとチェックしましょうというのは出てくるんですけれども、一方で、そういったときの安全基準というのは、基本的にはこれまでの例えば集中豪雨であれば、過去の年確率みたいなものを基にして基本高水みたいなものを設定していくと思うんです。

一方で、今、私たちが直面している自然災害というのは、気候変動みたいなところで言えば、異常気象のようなものを想定して、まさに作本委員がおっしゃられましたけれども、そのリスクに対してどういうふうに備えておくかということが、事前の検討として重要になってきているのかなということを考えると、環境社会配慮の枠の中である程度、検討しておくことが重要になってきているのではないかなと。それが世銀の言うところのERPIにどの程度、含まれるのかとかというのは私も定かではないんですけれども、一方で今、お話しさせていただいたような災害に対する備えを事前の周辺へのインパクトを検討するという中で、ちゃんと扱っておくというのが基本的には大事なのではないかなというふうに考えて、コメントさせていただきました。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、村山委員、お願いします。

○村山委員 66番については、こちらのODA建設安全管理ガイダンスという存在は初めて私も知ったんですが、拝見したところ、現時点ではコミュニティは含まれていないというのは明確だと思うんです。あくまでコントラクターと作業関係者のみで含まれていないので、その枠を広げるというふうに理解しますが、現時点では含まれていないので、対応が求められていますと書かれているのは少し理解ができない。等という部分に何か具体的なものがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

それから、少し飛んで69番、これは今の柴田委員のご指摘にも関係するかと思うんですが、気候変動等への対応をどう考えるかというところについては、緊急時もありますが、緊急時でなくても今後の気候変動にどう対応するかは、今後の課題の一つだと思っています。そういう意味で、適応、アダプテーションという考え方をどこまで環境社会配慮ガイドラインの中で扱うかというのも、課題の一つだと考えています。

その点についても、建設安全管理ガイダンスで扱うのかどうか、現時点ではあくまで作業段階、建設時の作業時の主に作業向け安全管理を扱っているんで、それを建設時だけではなくて供用時も含めて、どこまで広げるのかということを見ると、無理があるんじゃないなという気がして

いますので、建設安全管理ガイダンスを拡張するという考え方はあっていいと思うんですが、それによってどこまでカバーするののかというのは明確にすべきだと思いますし、冒頭で山岡委員がおっしゃったように、ガイドラインでは扱わないとしても、こういうものがここでは扱われているというようなことが、どこかでわかるような記載があったほうがいいんじゃないかなと思います。

最後、70番については別のワーキングで扱うということですが、私はこちらへ参加する予定にしていなかったのも、また、少し別途検討したいと思います。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、林委員、戻りますが、お願いします。

○林委員 織田委員の手前の方のお話が途切れて聞こえなかったもので、ダブっている部分があればご容赦いただければと思います。私のほうでは58、59なんですけれども、世銀の今回の新しい改定を見てみると、項目が入っている、入っていないというところもそうなんですけれども、要するにプロセス、何かをきちっとチェックするようなプロセスを入れ込んでいるというような、そういうようなものがいろんなところに出てきていて、JICAの中にもいろいろ断片的にこちらに入っています、こっちに入っていますとか、結構、いっぱいあることはあるんですけども、それを一つの大きな流れとして事前に配慮して、それに対して少し調整しながら、適用しながらある意味、効果をチェックしていくみたいな、そういうようなプロセスみたいなものがいろんなところの節々に入っているのかなという気がしていて、特にというか、廃棄物の面についても同じようなもので、チェックリストで入っているということなんですけれども、それを適切に管理していくようなものをどういうふうに進めていくかというのを、一貫したプロセスとして世銀の中では新たに位置づけられているものがいろんなところに出てきているのかなという気がしていました。なので、単純にチェックリストでチェックしていますというのでいいのかどうかというのは、少し検討したほうがいいのかと思っています。

それが58番で、59番については先ほどの自然災害系の話ということでいろいろ意見が出ていたと思うんですが、ある意味、日本が非常に貢献できる分野だということと、質の高いインフラというような標榜もしているということもありますので、この点についてODA建設安全管理ガイダンス等というようなものとうまく連携するのか、そこできちっとやっているのかというあたりは、はっきりよくわからないんですけども、この点というのは非常に重要なポイントかなと思っていますので、ガイドラインの中で扱うべきような項目がもしあるのであれば、位置づけてやっていく必要と、そうでないのであれば、この点は大切だけれども、ここできちっとやっています。先ほど村山委員とかがおっしゃっていたような、そういうよううまく連携している、全体としてやっているんだというようなところが見えるように、そういうふうにしていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

木口委員はいかがですか。

○木口（オブザーバー） 途中、私も聞こえていなかったもので、ダブリがあるかもしれませんが、ESSでダムなどの件などが事例として挙がっていますけれども、緊急時、先ほど柴田委員もおっしゃっていたように、気候変動の影響というのはかなり今後、予測できない事態を招く危険がありますし、

実際、2018年にラオスでは日本のODAではありませんけれども、大きなダムが決壊事故が起きていたりしますので、そういった面でも住民課の安全対策のようなものは多分、環境アセスメントとか、戦略環境アセスに入ってくると思いますので、環境社会配慮の枠組みでも一定、ほかのガイドラインとダブリがある可能性はありますが、こちらでも扱える部分というのがあるんじゃないかと思いました。

また、環境社会配慮ガイドラインですと、市民参加のスペースが非常に広く取られていまして、ほかのガイドラインですと地元の方に対して何らかの情報提供とか、働きかけはあるのかと思います。それ以外の市民社会のアクターが参加しやすいような枠組みではないように思われますので、そういった点も考慮したうえで今後の改定に向けた議論というのが必要ではないかと思っております。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、事務局のほうにバトンを渡します。

○小島 ありがとうございます。

冒頭、山岡委員からJICAの環境社会配慮ガイドラインの考え方は、それはそれであるだろうから、ESSとの関係を整理するものがあるといいなといったのはなるほどなと思いました。検討したいと思います。

ESS4の中には項目が結構たくさんあって、一つ一つ簡単に私たちの考え方を述べたいと思います。

Community Health and SafetyとTraffic and Road Safetyという項目があります。これは多分、皆さんもこれまでの案件で関わっていただいて、まさに環境社会配慮面でも従来から考慮しているものだと思います。ただ、構造物が安全なのかどうかというところについては、課題部の皆さんのほうで、あるいは事業部のほうできちんと見ているというような扱いにしていると思います。これをどう考えるかというのがポイントだと思います。

作本委員からありましたJICAの中で別途、技術的な検討を行う委員会があるというのは、多分、課題別支援委員会のようなものだったりします。技術的に非常に難しいものをJICAで担当する場合にほかの省庁など、あるいはほかの専門家の方々にも入っていただいて議論するというような場があります。それは案件によって設置されたり、されなかったりというところがございます。なので、そういうところにおいても設計あるいは計画策定の妥当性は検証されているというところがございます。

次、Community Exposure to Health、これは織田委員からあった外部から来た人がコミュニティに影響を及ぼすようなところがございます。これも途上国政府とゼネコンの契約の間で、そのようなものに対するリスクを軽減するというようなことが書かれていて、HIV/AIDSなどというような書き方がされているのは、そのとおりでございます。例示することの弊害、あるいは例示することのメリットもあったりすると思いますので、それは今後、考えていくものなのかなというふうに思っています。

次に、Hazardous Materialsというところで、それをどう管理していくかというところでは、これはチェックリストにきちんと載せていますというようなのが私たちの考えで、それをもって配慮す

るようにしていますというところがございます。

話題になったERP、Emergency Response Plan、つまり、緊急事態が発生した場合に、コミュニティを含む安全配慮をどのようにやるかというところで、その範囲についていろいろ議論はあると思いますが、安全管理ガイダンスにおいては、そのようなものも一部配慮されているというところで、そのカバレッジをどうするかというところはもしかして議論としてあるかもしれません。

保安員についてSecurity Personnelということでもあります。チェックリストにおいても言及があります。質の確保をどうするかというところがございます。

最後、Safety of Damsということで、ESSにおいてはかなりのページを割いて書いてありますけれども、そこまでのものをまた私たちでつくるのかというところではなくて、きちんとその構造については技術的な見地から審査してというところが私たちの考え方なのかなというところがございます。

建設安全ガイダンスについて一部議論になっていますけれども、伊藤次長、何かお話はありますか。いいですか。

○伊藤 インフラ技術業務部の伊藤でございます。JICAの中で個人の安全ないしはOccupational health and safetyを統括する業務に携わってございます。

資金協力業務において今、小島のほうから紹介いたしました安全管理ガイダンスのほうを適用するというようになっておりますということでございまして、今の先生方のご議論の中で特に緊急事態とコミュニティというふうなことでご議論があったと思うんですが、どこまでカバレッジを含めるかということはあると思うんですが、もう少し具体的なイメージが若干つかみにくい議論になってしまっているかなという印象が私はございます。

緊急事態とって想定されるとすると、例えば地震、大雨、大雨が降っただけでは何も起きませんので、それに伴う洪水ないしは火災といったあたりではないのかなと思うんですが、1番何となくイメージしやすいので洪水というようなことがあると思いますが、例えばなんですか、例えば建設中の何かインフラの関係で洪水が起きたからといって、その建設工事があるが故に、何かコミュニティに影響が及ぶのかということだと思えます。もちろん、可能性はあって、例えば要するに洪水で浸水しやすいようなところに資材を置いておいたら流されちゃいました、それによってということはあると思うんですが、それはむしろコミュニティに対する対策云々というよりは、むしろ、工事を進める上での一般的な整理整頓等も含めて、安全管理というふうな中で扱えることなのかなと思わないでもないです。

それを言い出しますと例えば地震が起きました、そこでインフラ工事をやっていました。それが果たしてコミュニティに影響を与えますか。そのインフラ工事が故に、何か影響を与えますかという、なかなか、そこは想像が難しいところなのかなというふうに思いますので、従いまして、具体的にイメージを描きながら議論していただくのがよろしいのかなという気がいたします。

あと、作本先生のほうから何回かコミュニティ云々という話ではなくて、業者契約の中でそういう対応が記されているのはいいんだけど、もっと借入人のレベルでと、ないしは途上国政府のレベルというふうなお話があったと思いますが、JICAの資金協力事業の立てつけとして、無償であればグラントアグリーメント、借款であればローンアグリーメントという中で、例えばいわゆる調達ガイドラインのようなものが引用されていて、調達ガイドラインの中で私どもが申し上げている

ところの標準入札書類というものを使用することが義務という形になってございます。

そこで、借入人と事業実施機関が1本の糸でつながるということになってございますので、標準書類というと、確かに地べたにはいつくばったようなところにあるような書類というふうなイメージをお持ちになれるかもしれませんが、そういう一連の文書の中でいろんなレベル間でつながっているというふうに、ご理解いただければいいのかなというふうに考えています。

以上です。

○山岡委員 今の伊藤次長のお話にも関連するんですけども、緊急対応計画、ERPでどこまで計画するのかというのは相当難しいところもありますし、要は何を想定するのか。先ほど洪水とか地震というのは想像がつくんですけども、火災まで含めるのかとか、どこまで想定するのか、予想しないといけないので、ここは難しいと思います。

ただ、世銀は従来からダムについては相当、セーフティについては細かく規定しているわけで、これはなぜかという、ダムが壊れた場合の被害というのは相当大きいので、これは環境問題として捉えているのがコンセプトだと思うんです。ほかの構造物ですと原子力発電所は多分、支援しないと思いますので、これは別だと思いますが、ほかの構造物ですと壊れてもダムほどの影響は及ぼさない可能性が高いので、それほどのシミュレーションなり、計画はしていないのかなと思うわけです。

日本でいわゆるダムなり、そういう構造物の設計、これは環境社会配慮ではなくて、いわゆる技術面での検討としますと、多分、技術者というのは安全率を上げて、これは壊れませんというような結論をもっていってしまうわけです。安全かどうかという、さらに補強するような方向に走ってしまって、次のステップに行きにくいんですけども、私の知る限りでは、世銀というのは特に重要構造物が壊れたら、どれだけ被害が起こるのかということシミュレーションして、それをベースにいわゆる対応計画を考えるというようなプロセスではないのかなと思うんです。

ですから、そういう考え方も重要だと思いますし、なかなか、これは日本人には馴染みにくいかなと思うんですが、重要な構造物、あるいは気候変動に伴って明らかに豪雨とか洪水のリスクは高まっているので、もしも壊れた場合というふうな、そういう視点も入れると、こういうERPの計画は逆に立てやすくなりますし、今後、国際的なトレンドから言ったら、若干、そういうことも考えるべきではないのかなというふうに思います。

以上です。

○谷本委員 どうぞ。

○石田委員 今、おっしゃっていただいたことと関連して、本当に何気ないことから重大な被害が出るというのを我々は最近、よく目にしていると思うんですが、例えば九州で起きた佐賀の洪水のときにも河川が決壊して洪水になって、その結果、小さな鉄工所の油が漏れてしまって、下流域の人たちは住めなくなってしまう、家がべとべとで。そういう叫びがTwitterでも流れてきますし、だから、思っている以上に被害が、気候変動が割と発生する世の中では当たり前になってきたと思うんです。ということで、ERPをどこまで作るかということもありませんけれども、欠かせないのはERPに近いような視点をきちんと入れ込むということです。

JICAさんのほうで、もちろん、チェックリストをつくられてきちんと留意されているというのは、私としても理解しているところですけども、チェックリストという視点じゃなくて、別の方向か

らの視点として緊急時への対策、だから、ERPなんでしょうけれども、ERPとしてERPの事前の計画をつくって事前のための訓練を施しておく。事前の訓練を施すというのはJICAさんは本当に得意で、日本に招聘して先ほど谷本委員もおっしゃっておられましたけれども、例えば集団研修でビデオを見せるとか、実際、現場に連れて行ってトンネルの行動が、もし崩れたときにどうやって逃げるとか、そういうこともやっているとか、そういう手は日本は本当にたくさん他国の援助機関でないものを本当に山ほど持っていると思うんです。

だから、それをぜひ生かしてほしいなと思うのと、ERP的なものを入れておくの一つは質が上がらんんじゃないかと。なぜかという、例えばネパールの例にしても、私はベトナムの地下鉄のときに、洪水が流れ込んだら困るから訓練してほしいという助言も入れましたし、たまたま、そこにそういう助言に対して気付く委員がいれば入りますけれども、いないと入らないんです、今のシステムは。

そして、もう一つA社はとても経験があるからちゃんとERPをつくってくる。でも、B社はつくってこないということであれば、担当する調査団によって、これも質が左右されてしまうと。だから、それを防ぐために平準化、標準化ということを考えると、ERP的な視点を入れて事前の計画と事前の訓練を施して、緊急時を見ていくという考え方は、これから一つ必要になってくるんじゃないのかなという印象を今は思っています。

以上です。

○谷本委員 ほかにいかがでしょうか。

○柴田委員 インフラ等の安全性のチェックなんかにおきましても、先ほど谷本委員に言っていたトンネルのときの火災の対応なんかは、まさにソフト面として本体の工事と一緒に、メンテナンスを含めてどういうふうに対応するかといったような議論をワーキンググループではできたかというふうに記憶していますし、あと、世銀でダムというふうに書いてあるんですけども、確かに日本語でイメージするダム、いわゆるラージダムとは別にいろんな河川改修というか、治水関係の事業でいたるところに水門があるわけで、あれは全部ダムなわけです。

そういったときに、今後、治水、漁業管理みたいなものが気候変動の影響で不確実性が高まっていくといったときには、設計の想定範囲というのを安全性を超えて、それを超えた場合に周辺への影響をどういうふうに最小化していくかというのが大事なんです。

恐らく河川の治水というのは、そういったものを前提に考えていけないのが治水管理の基本だとは思いますが、そうしたときに世銀のを見ている、コミュニティへのインフォームがちゃんとできるかどうかとか、そういったところが入ってきているんですが、一方で建設安全管理ガイダンスを見ると、そういったところはかなり手薄になっているのかな。そういった意味で、社会影響評価として環境社会配慮ガイドラインが担う役割というのは、重要になってくるのではないかなというふうに考えます。今のはERPに関連して、そういったものをどういうふうに扱っていくかというのをガイドラインの中で位置づけることの意味は、大きいかなというふうに考えます。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、事務局のほうにバトンを渡してよろしいですか。では、村山先生。

○村山委員 緊急時の扱いなんですけれども、先ほど石田委員がおっしゃったように、最近では複合

要因によるリスクという考え方が結構流通してきていて、ただ単に自然災害だけとか、ただ単に人工的な災害だけとか、そういうことだけではなくて、両方が重なったときにどういう影響が出てくるかという話もあるんです。

それに加えて、予想し得る事故だけではなくて、想定外の事故ということもESSでは考えているようで、そこまで含めてやるかどうかという議論は1回、やっておく必要があるのかなと思います。もし予想できなかったものが起きたらどうするかという、想定外の事故とか災害とか、コンティンジェンシープランみたいなものかもしれませんけれども、そういうことも含めてやるかどうかということは議論の材料になるのではないかなと、ESSを読んでいると、そういうことまで含めて書かれているような気がします。

○小島 ERPの議論については皆さんの感触を理解しました。きっと考え方としては、設計段階で配慮すべきもの、つまり、事前の調査、それと建設段階においてゼネコンさんが中心になって配慮すべきもので、後者はODA安全管理ガイダンスのほうの扱いになるけれども、前者のほうは今のところ何もないので、皆さんとしても配慮したほうがいいんじゃないかというような考え方と理解しました。多分、それであっても全ての案件で計画段階でのERPが必要というわけではなくて、影響があるもの、ないものがあるので、そこも踏まえてきちんと考えるべきだというメッセージを受け取りました。

あと、ご指摘があって議論していないものとして、資料の中で衛生という言葉を使ったことによって、健康という言葉にしたほうがいいというご指摘があって、言葉にこだわりはないというのはどうでもいいというわけではなくて、単に衛生という狭い範疇ではなくてもう少し広い範疇で、感染症のみならず、病気あるいは健康というのでも踏まえて考えるというところでございます。

織田委員からあったジェンダー関係の言葉の扱うというの、悩ましいところでございまして、ジェンダーに基づく暴力、あるいはSEAといった言葉をガイドラインの中でどう位置づけるかというの、あるいはもっとほかのものが出てくるかというのも考えないといけないところと思っています。

織田委員の64番の指摘で、例示することによってメリットとデメリットがあるというところも私は個人的にずっと悩ましい話で、例示し出すときりがなくて、しないと大雑把なガイドラインになってしまうというところで、そこもどこまで例示かというのは検討事項かなと思います。

今、申し上げたことで、委員の先生、もし何か見解などがあればお願いしたいと思います。

○加藤 今、小島から申し上げたERPの関係で、計画・設計段階と建設段階で仕分けをしましたけれども、計画・設計段階ももう少し仕分けたほうがいいかなと思い補足します。計画・設計段階でも構造物の安全性自体については既に環境社会配慮ガイドラインの枠外で、技術審査の一環として安全性の分析がされているというところは明確に区別して仕分けるべきで、皆様から頂いた意見は、計画・設計段階でも供用時に想定外の事態が生じた場合、緊急に周りへ影響が起きたときの対策をどのように取り扱っていくかというところを配慮すべきじゃないかというご指摘と理解しましたので、そのところが今回、具体的にご指摘・ご助言として頂いたものと理解しております。

○谷本委員 では、ほかにコメント等はございませんか。林委員、いかがですか。

○林委員 大丈夫です。

○谷本委員 よろしいですか。

木口委員、いかがですか。

○木口（オブザーバー） ありがとうございます。

変則の参加で申しわけありませんでした。認めていただきましてありがとうございます。

○谷本委員 では、柴田委員、お願いします。

○柴田委員 1点、村山委員が70番で指摘されていた生態系サービスへの影響についてなんですが、第7回のほうでということなんですけれども、今、緊急時の話で周辺のコミュニティへの影響が結構議論に出てきたんですけれども、同じように緊急時、災害時の周辺の生態系サービスへの影響というのは同じように重要な観点で、そこも含めて第7回のほうで扱われるご予定ということでしょうか。

○小島 すみません、今のをもう1回、お願いします。

○柴田委員 緊急時、災害時、発災時の周辺への影響というときに、今、周辺の地域コミュニティへの影響みたいな文脈で議論がばっと出ていたと思うんですけれども、それを同じように災害発生時、周辺の生態系サービスへの影響というの、同じように検討しておかないといけない観点かなというふうに思うんですけれども、それは第7回のほうで扱われるということでしょうか。

○小島 すみません、例えば。

○柴田委員 今、すぐに何かというわけではないんですが、洪水というか、集中豪雨か何かのときに河川が氾濫しましたというときに、周辺地域の避難をどうするかですとか、地域の損失を最小限にしようというのと同時に、河川の周辺にもいろんな生態系サービス、自然環境が分布しているわけで、そこへの影響というのを含めてという意味になります。

○作本委員 今のイメージとしては、例えば魚を捕って暮らしている人たちが生態系が破壊されることによって生計にまで影響が及ぶかという、そういう一つ流れがあるんじゃないか。山からヤシの実を取って売って、生活している人たちの生活基盤が生態系破壊によって、動物もあるかわかりませんが、失われる可能性があるという、そういう意味合いじゃないかと思います。

○小島 ありがとうございます。

それはダムが万が一、壊れたことによってということですよ。多分、それは魚を捕って生計を立てていた人に対する影響ということで、予想がつくものといえればつくものなんですけれども、どこまで範囲を広げて配慮するかというのは多分、いろいろ考え方があるのかなと第一印象として思いました。

○石田委員 今、例として出されたのは生態系サービスが地域の生計を支えているという立場にどうか、それは事実ですからということなので、例えば土砂で湖が半分埋まってしまうと、当然、魚の生息域が狭まるとか、翌年の再生産に影響が出るわけなので、直接的に魚を捕って暮らして、家で食べている人は栄養に困るだろうし、魚の漁獲量が下がれば収入が下がるということで、二次的に連鎖する形で出ているということだと思うんです。生態系サービスというのは、つまり、我々の生活とか、人間を支えてくれているサービスだという概念でもありますから。

○小島 単に考え方を今、一生懸命、頭の中で整理しようとしているだけなんですけれども、ダムを事例にとると、万が一という言い方は悪いですね。壊れないと想定していたダムが壊れてしまって、大雨の影響でもいいんですが、大洪水が起きて、下流に住んでおられる人々が住むところがなくなってしまうというのはすごくわかりやすく、そのさらなる影響として、そこに住んでいた

方々が生計を立てにくくなるし、そもそも、自然環境に影響を与えるのも踏まえて、ダム設計、建設の可否を考えるべきだというお話ですかね。

○石田委員 それは全て含まれると思います。例えば自然界でいえば魚道を設定して、遡上させるようにしておいたのが、魚道が壊れてしまったら漁業ができなくなるし、それから、日本でもよくあるのは、ダムが決壊したとか、大規模な洪水で土砂が流れ込んで山肌が崩れると、ハイキングができなくなるんですよ。私が実際にハイキングに行ってみたら山道が埋まっています、ここは通れませんとかになっていたりすることが、そうするとレクリエーションにも影響が出る、それは人間生活にも影響が出るということで、自然が壊されるというようなことが起きると、広がりはとても大きいというふうに理解しています。

○作本委員 関連で先ほど伊藤次長がおっしゃられていた例えば事業、工事と、あと、それによって万が一、起こるかもしれない洪水というのは因果関係を考えると難しいんですよね。事業者側からすればどこまでがリスクの範囲なんだと。最後はそこまで金銭的な対応までしなければとなると、恐らくリスクの考え方はもう1回、考えないと、どこまでの範囲がリスクだっけと、ほかの要因と条件なんかで、ほかの条件とかが重なったことによって起こり得る結果というのが、人殺しなんかでもAだけじゃなくて、B、Cの要因が重なって相手が死んじゃったという場合に、何をもってその条件というか、考えるかという議論がありますけれども、そろそろ、リスクというものをもう1回、正面から考えなければいけない機械なのかなと今回の世銀のESSの10個の資料から考えていました。

あと、先ほど林さんから出ていましたESSというか、世銀のフレームワークは恐らく不特定の国に普遍的にというか、満遍なく適用するとなると、こういう計画自体を一つの計画作成、ERPでしたか、こういうものを要求しないと一律には実施できないんじゃないかという、そういう考え方があって、目に見えた形で計画をつくらせると、しかも細かく分けて、分野ごとにつくられせるという一つの考え方に立っているんじゃないかなという気がいたします。

○山岡委員 確かにリスク分析をどう考えるかなんですけれども、基本はリスクというのは確率×損害額で、大きい、小さいというのが決まるということで、一応、想定は入りますけれども、計算できるわけです。いわゆる損害額が大きくて確率が高いもの、これは原則、回避というのが手段なので、そういう可能性があるのだったら、それは回避しないといけないということだと思います。万が一、そこにダムを造ったら壊れる確率が高いということであれば、高いダムであれば、それは造らないというのが対策になると思います。それ以外の場合には何らかしリスクを低減するとか、あるいは転嫁という方法でいわゆる保険をかけるとか、いわゆる契約でまた別のところにリスクを転嫁するとかというのが基本だと思います。問題は具体的なリスク分析で、それぞれのリスク事象をどう評価するかというところは結構難しいと思います。

先ほど小島課長がいろいろダムの事例というか、生態系サービスでダムの場合には別に壊れなくても生態系は多分、ラージダムであれば相当変わりますので、水が流れているのがたまるということで、これは植生も変わりますし、場合によっては有害な害虫、蚊が発生して、また、それが人体に及ぼすということもあるので、必ずしも構造物が壊れた場合だけではないと思います。

○小島 村山先生、今の議論は村山先生が意図した議論ですか。

○村山委員 一つリスクのお話が出て、私はリスク関係の学会の事務局もやっているんで、大変有

り難しいことなのですが、恐らく私の感触だとこれまでどちらかというところから起きることが確実な影響を対象にしてきたものを、これからはそれだけではなくて、起きるかもしれない不確かな影響も含めて、考慮しようということなんだろうなと思います。ただし、それをどこまで広げるかについては、山岡委員がおっしゃったような伝統的というか、古典的なリスクの定義もあるんですが、必ずしもそれだけに枠がはまらないものも最近は大いぶリスクという呼ばれ方がしてきているので、広く言うと、不確かな影響だと思うんですけども、ただ、そうやってしまうと、どこまでやるのかというのは非常に議論を呼ぶところなので、難しくはなるんですが、世銀はこれまで扱ってきたようなほぼ確実に影響が出てくるようなものだけではなくて、そこから1歩踏み出そうということなんだろうなと思います。

あと、エコシステムの話は、あくまでここはコミュニティの衛生と安全のことが扱われているので、そこへの影響を対象にしているんだろうなと思います。ESSの脚注にその辺りが少し書いてあるので、あまりここで議論することではないような気もするんですが、別のワーキングでここを扱っていただけるということであれば、私も別途参加を検討したいと考えているところです。

以上です。

○林委員 生態系サービスの話が出たので、一言、言わせていただければなと思っていますんですけども、コミュニティとか、生態系サービスみたいな影響の範疇を少し広げていこうというのはいいのかなと思っています。ただ、どこまで範囲を広げられるのかというのは、どこまでできるのかという話があると思うんですが、むしろ、そういう話もそうなんですけれども、生態系サービスっていわゆる今、先ほどの事例で直接影響を受けるものと、そうじゃなくて間接的に影響、知らず知らずのうちに生活に使っているけれども、実際にはなくなると気がつかないようなものとか、そういうものというのが多分、混在していて、何かあったときに直接、例えば魚が捕れなくなったとかというんじゃないで、それ以外にも間接的に影響を受けていて、間接的に使っていたのに実は気づかなくて使っていたのが影響を受けるとか、そういうところまで生態系サービスというのは普通、含んで考えるんですけども、そういう何か緊急時、災害時にどのくらいまで影響が及ぶのかというようなことを事前に少しブレイクダウンしておいて、物事に対処しましょうということがESSのメッセージなのかなと思っています。

ただ、JICAのガイドラインでそこについてどこまで踏み込むのかとかというのは、なかなか、議論が今後、必要になってくるとは思うんですが、少しずつ自分で直接に影響に気がついていないようなところまで、どこまで範囲を広げていくのか、そういうことが重要になりつつあるというようなのが最近、重要になりつつあるというようなことなのかなと思っています。

以上です。

○谷本委員 ありがとうございます。

では、事務局にバトンを渡します。

○小島 議論をまとめるというか、キーワードだけ幾つか述べたいと思います。1番最初、このセッションで石田委員から言及があった病虫害対策をきちんとやるかというところは、1番最初のESS3のところも含めて書きぶりを考えたいと思います。

あとは、ERPのところ非常に大きな議論になったと思います。生態系サービスの話も含めて、設計段階、それと実際の施工段階において安全に配慮して、リスクも踏まえてきちんと計画を立て

て、配慮すべきというような助言を頂いたと認識しました。

あと、今日はあまり議論ができませんでしたが、織田委員がおっしゃったジェンダーの関心の幾つかのキーワードをどのように入れるかというところは、考えていきたいと思います。

安全のところでは、何人かの委員から、ソフト面での安全対策をきちんと強化してほしいと。その方法については、技術協力をやるのか、指導の中でやるのかというところで、多分、プロジェクトによっていろいろ考え方はあるものだと考えています。

3つ目のセッションで主に出た議論は、そのようなものかなというふうに考えます。

○谷本委員 では、今、4点ほどおまとめのキーワードが出ました。これに関して追加とか、こういう点もというのがありましたらどうぞ。では、柴田委員。

○柴田委員 この期に及んで質問で大変恐縮なんですけれども、世銀のESSを見ていますとERPはO&M Plan、オペレーションマネジメント計画の一部として考える、取り出して別のドキュメントとしなくても、O&M Planで考えていくというのも、方法としてありますよというふうな書き方があるんですけれども、JICAの場合はO&M Planみたいなものというのは、どういうふうに作成されていて回っているのでしょうか。

○小島 原則を言いますと、施設を造るところまではJICAが協力する事業なんですけれども、道路なり、橋なりを維持管理するのは当然ながら途上国政府の皆さんの責任です。ただ、それをやってねというだけではなかなか担保されないで、具体的に年に1回、こういうメンテナンスをなささい、そのために予算をいくら用意なささいというのは、事前に計画をつくって先方政府に説明する、その計画を含めてお渡しするというケースがほとんどだと思います。場合によっては一定期間だけコンサルタントあるいは専門家の方についていただいて、横で指導するという事も中にはあります、という形で進めることが多いです。

○柴田委員 さんざんERPの議論をさせていただいたんですけれども、環境社会配慮ガイドラインの中で仮に扱ったとしても、O&Mの計画の中で位置づけていくというような形の助言というのが多分、現実的なんだろうなというふうに考えたりもしまして、そのときに助言委員会として助言の範囲が及ぶカバーの中に、そういったものが入れられるのかどうなのかというのが少し心配になったので、質問させていただきました。

○小島 多分、ERPを緊急時の計画とすると、これまで議論があった幾つかの段階のものがあると思います。多分、皆さんが普段、個別の案件の協力準備調査で助言いただくような計画段階においてダムを造るのだったら、きちんと維持管理計画をつくるし、それが万が一、都合が悪くなったときの計画もつくりなさいというような助言を頂くことも今後、あると思うんですけれども、それを踏まえて計画をつくるというのがあると思います。

いざ、プロジェクトが始まって建設が始まると、伊藤次長が担当されているODA安全管理ガイドラインを基に、ゼネコンの皆さんが建設段階において、安全に配慮して建設を進めるということになります。供用段階、つまり、途上国政府の皆さんによって運転される場合、された後は、1番最初の計画段階でつくったものに基づいて途上国政府が自らその計画自身をメンテナンスし、実行していくということになると思います。

それから、最初の計画、協力準備調査段階で安全を踏まえて、緊急時を踏まえて計画をつくりなさいというのはもしかしたらあり得ると思いますが、それをきちんと、いざ、供用段階になって完

成後10年後に洪水が起きて、それに基づいてちゃんとできるかどうかというところは途上国政府の皆さんがやることですので、計画をつくることはあり得るかもしれませんが、それを完成後に実施するのは途上国政府の皆さんということになります。

○谷本委員 では、これでまとめということでもいいですか。お願いします。

○小島 今後の予定をお知らせしたいと思います。すみません、今日、私は助言の言葉をまとめるのが上手ではなかったもので、とにかく一案をつくって皆さんにお示しするのが27日あたりになると思います。そこから1週間程度、委員の皆さんでやりとりをしていただいで、もし間に合えば4月10日の全体会合でお示しできると一番格好いいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。そのためにも、今日、私はつたなかったですが、助言案としてはきちんとしたものをできるだけつくりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○谷本委員 では、委員会としてのまとめは1週間、4月6日、7日あたりでもいいですか。

○小島 普通の予定でいくと、今日が23日なので3日以内に、つまり、3月27日に事務局のほうで助言案をつくらせていただいで、そこから1週間というのが4月3日だと思います。それで助言を確定いただくのがベストで、最悪、4月10日の全体会合の事前資料送付までに固められればいいので、おっしゃったとおり、4月3日ぐらいです。

○谷本委員 では、4月3日を努力目標でいいですね。

では、よろしいですか。

では、今日は予定どおり終わりました。ありがとうございました。

午後4時48分閉会